

平成30年第3回海津市教育委員会議事録

平成30年3月6日（火）午後1時30分より第3回海津市教育委員会が海津市役所西館2階 2-3会議室に招集され、会議を開催した。

会議の次第は次のとおりである。

1 本日の協議事項

議事録の承認

教育長の報告

継続協議事項

- (1) 議案第86号 （平成28年）海津市内の園・小中学校の適正配置について
- (2) 議案第65号 （平成28年）海津市公立保育所等民営化・統廃合計画について

協議事項

- (3) 議案第24号 平成30年度海津市一般会計予算（案）（教育委員会分）について
- (4) 議案第25号 教育財産の用途廃止について（旧南濃中学校）
- (5) 議案第26号 城山小学校地内の縁石除去整備について
- (6) 議案第27号 要・準要保護者の認定について
- (7) 議案第28号 海津市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第29号 海津市教育委員会安全管理規程の一部を改正する訓令について
- (9) 議案第30号 海津市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第31号 海津市教育委員会の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- (11) 議案第32号 海津市スポーツ推進委員の委嘱について
- (12) 議案第33号 平成30年度海津市立小中学校教職員人事異動内申について

1 その他

- (1) 教育委員会後援事業2・3月申請分について

1 本日の会議に出席した委員は次のとおりである。

中 野 昇 ・ 大 橋 利 ・ 伊 藤 亮 一 ・ 大 津 由 佳

1 本日の会議に欠席した委員は次のとおりである。

森 圭 子

1 本日の会議に説明者として出席した者は次のとおりである。

事務局長 伊 藤 精 治

教育総務課長 伊 藤 一 人 教育総務課係長 後 藤 英 仁

学校教育課長 日 比 光 治 こども課長 高 木 み ち 代

社会教育課長 大 倉 光 好

図書館長兼歴史民俗資料館長 加 賀 慎 治

スポーツ課長 日 比 佳 克
学校給食センター所長 金 森 健 吉

- 1 本日の会議に書記として出席した者は次のとおりである。
教育総務課係長 戸 島 澄 子

発言者	内 容
教育長	平成30年第3回海津市教育委員会を開催します。 本日は森委員が体調不良により欠席との連絡を受けています。 前回の議事録は前回の出席者により承認されました。 教育長の報告を資料のとおり行います。 質疑はありませんか。質疑なしとします。 継続協議事項 議案第86号 (平成28年) 海津市内の園・小中学校の適正配置について説明を求めます。
教育総務課長	2月19日に検討委員会を開催しました。複式教育についてということを中心に、大江小学校の校長先生に説明をお願いし、それを元に今後、適正配置について考えていこうということで会議を持ちましたことをご報告します。
教育長	委員の中から年2回の会議では少ないという意見が出ましたので、来年度は4回開催する予定をしています。次回は5月の予定です。 質疑はありませんか。質疑なしとします。 継続協議事項 議案第86号 (平成28年) 海津市内の園・小中学校の適正配置について引き続き継続協議としてよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	継続協議事項 議案第86号 (平成28年) 海津市内の園・小中学校の適正配置については引き続き継続協議とします。 継続協議事項 議案第65号 (平成28年) 海津市公立保育所等民営化・統廃合計画について説明を求めます。
こども課長	本日審議していただくことはありません。
教育長	質疑はありませんか。質疑なしとします。 継続協議事項 議案第65号 (平成28年) 海津市公立保育所等民営化・統廃合計画について引き続き継続協議としてよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	継続協議事項 議案第65号 (平成28年) 海津市公立保育所等民営化・統廃合計画については継続協議とします。 協議事項 議案第24号 平成30年度海津市一般会計予算(案)(教育委員会分)について説明を求めます。

発言者	内 容
教育総務課長	議会が開会中でこの議案は審議中ですが、事業概要を各課ごとに説明させていただきます。 P 1 3 1 教育委員会費 1 2 5 万円は教育委員会運営事業と研修事業です。事務局費 2 7 3, 1 2 2 千円は 6, 5 0 0 千円増額していますが、教育振興基本計画の策定と、小中学校適正規模に関する検討委員会の経費と、旧南濃学校給食センター解体に伴う工事請負費と委託料を計上しています。教育振興基本計画は年 6 回会議を開催する予定をしています。小中学校適正規模に関する検討委員会は年 4 回開催する予定をしています。教職員住宅は家賃収入 2, 3 5 2 千円と同額の支出を見込んでいます。空部屋の内装改修を予定しています。小学校学校管理費の工事請負費は各学校から要望を出していただいたものを精査して 3 3 件の工事 1 3, 1 1 8 千円の予定をしています。軽微な修繕料 4 0 0 万円、委託料では危機管理課所管の事業ですが大江小学校屋上用避難階段の改修に伴う設計費で 2, 8 6 0 千円計上しています。中学校管理事業では日新中学校の改修が終わり、工事請負費 3, 1 7 7 千円計上しました。
学校教育課長	P 1 3 3 教育指導費は 1 3, 5 2 6 千円計上しています。減額になっておりますが印刷物を課内で製本することとし、削減しました。P 1 3 5 の小学校の学校管理費は 2 7 1, 6 9 0 千円で 1 5, 3 9 8 千円の減額です。報償費では英語のインストラクターの報奨金を増額しました。印刷製本費は教育指導費と同様に減額しています。光熱水費は見直しをかけて減額しています。委託料は教育総務課で説明がありましたが、大江小学校工事に伴う監理委託料が含まれています。P 1 3 8 の小学校費の教育振興費は 2 6, 0 0 3 千円で増額しています。扶助費の要・準要保護児童生徒援助費が増額しています。人数が増えていること、単価の増額に伴うものです。同じページの中学校費の学校管理費は 1 2 6, 7 5 7 千円と 5 1 7, 4 7 7 千円減額しました。減額の主なものは先ほど教育総務課で説明がありましたが日新中学校の工事が終了したことに伴うものです。他には、スクール相談員は 1 名減らしましたが、部活動コーチの謝礼は実態に合わせて増額しました。P 1 4 2 教育振興費は 2 0, 1 3 3 千円で 2, 9 3 6 千円減額しています。需用費と備品購入費は見直しをしました。備品購入費の理科振興備品購入費は今まで中学校 2 校ずつローテーションしていましたが、3 校なので 1 校ずつ 1 年と変更しましたので減額しました。英語検定料補助金 3 8 万円を新規事業として追加しました。

発言者	内 容
こども課長	P 7 8 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート業務のみで306万円計上しています。P 7 9 保育園費で35,156千円増額しています。増額の主なものは病児保育委託料で看護師を常駐させるためです。委託料と工事請負費で辛亥子育て支援センターの解体に伴うものと、公立保育園が2園民営化になりますので保育所型認定こども園施設型給付費負担金が増額となります。県産材使用木製遊具設置事業補助金により秋桜認定こども園に遊具を設置される予定です。P 8 3 留守家庭児童教室費は1,596千円の減額です。P 1 4 3 幼稚園費は下多度幼稚園解体設計委託料を計上しています。
社会教育課長	P 9 6 働く女性の家管理費で787千円の減額です。P 9 8 勤労青少年ホーム管理費は821千円増額は、特殊建物定期調査委託料の分です。P 1 0 4 農村環境改善センター管理費は8,182千円の減額です。工事や修繕が減ったためです。P 1 0 5 コミュニティ施設管理費は126千円の減額です。P 1 4 4 社会教育総務費84,390千円で363千円の減額です。P 1 4 6 公民館費は1,628千円の減額です。工事請負費で海津公民館の加圧ポンプの修繕4,712千円と施設整備工事6,018千円は海西公民館駐車場の整備を行うものです。P 1 4 9 文化会館費で1,695千円の減額です。P 1 5 0 生涯学習センター管理費で972千円の減額です。P 1 5 3 文化振興費は11,396千円の減額です。市民創作劇の1千万円が減額となったことです。委託料で杉並児童合唱団とかいづっち合唱団の合同公演会ということで1,404千円を計上します。P 1 5 4 文化財保護費は2,011千円の増額です。埋蔵文化財調査委託費を計上したためです。
スポーツ課長	P 1 5 7 保健体育総務費12,169千円増額の93,032千円計上しています。主な増減はボート教室委託料で50万円、全日本中学選手権競漕大会負担金250万円と、高校総体実行委員会負担金12,808千円、水上スポーツフェスタ実行委員会への補助金90万円を減額しました。P 1 6 0 体育施設費で社会体育施設の維持管理に必要な経費を計上しています。南濃グラウンドゴルフ場設計委託料として3,435千円を計上しています。P C B 処分が今年度で終わりましたので220万円と、市民プールの特設建築物の調査料118万円を減額しています。
図書館・歴民館長	P 1 5 1 図書館費は2,346千円の増額です。主なものは1名分の人件費の増額です。P 1 5 5 歴史民俗資料館管理費は38,921

発言者	内 容
	千円の増額です。工事請負費の大江収蔵庫の解体工事に伴うものです。
給食センター所長	P 1 6 1 給食管理費は3 9 3, 3 7 1 千円と6, 2 9 2 千円の減額です。減額の主な理由は需用費の光熱水費と賄材料費を実績により精査したことと、生徒数の減少によるものです。
伊藤委員	社会教育課の關係に労働費と農林水産業費を含んでいて市長部局と教育委員会と違う組織になりますが、会計規則等で保管的に支出するということになっていますか。
教育総務課長	企画財政課に確認しましたら、設置と管理が違いますが法に抵触はしていないということでした。
伊藤委員	そのことは良いですが、会計規則に補助的に支出することができるかと記載されていればいいですが。会計規則にあるべきだと理解していますが、一度、確かめてください。
教育総務課長	わかりました。
伊藤委員	P 1 3 2 教育施設一般廃棄物収集運搬委託料の業者は入札で決めるのですか。
教育総務課長	業者選定については、一般廃棄物収集運搬業務を行うことができる市の許可業者であり、入札資格者名簿に登録している業者は1 者しかないので随意契約を行っています。
伊藤委員	P 1 3 7 「スクールバス運行業務委託」「児童送迎バス添乗業務委託」「児童生徒送迎バス運行業務委託」とありますが、どう違うのですか。
学校教育課長	「スクールバス運行業務委託」（高須小学校）は、民間に委託していたもので、「児童送迎バス添乗業務委託」（城山小学校）は、海津市が所有するバスの運転業務を個人委託していて、添乗はシルバーにお願いしているものです。「児童生徒送迎バス運行業務委託」（今尾小学校）は、シルバーに委託している業務です。旧町からの流れがあって委託の形態が違っているので、このように分かれています。
伊藤委員	一括のほうが良いような気がします。 P 1 3 8 工事請負費は3 3 件の工事があるということでしたし、備品購入費も学校からの要望に基づいて予算計上していると思います。が、次回の教育委員会の時に小学校、中学校共に内訳を教えてくださいませんか。
教育総務課長	わかりました。

発言者	内 容
学校教育課長	わかりました。
伊藤委員	P 1 4 1 中学校費で「児童生徒送迎バス運行業務委託料」とありますが何に使われるのですか。
学校教育課長	校外学習や西濃大会以上の部活動の試合の送迎に使います。基本は社会教育課のバスですが、使用できないときに契約したバス会社のバスを使います。
伊藤委員	わかりました。 「学校安全サポーター委託料」はどういうものですか。
学校教育課長	各学校にサポーターをお願いしていて、その方々への委託料です。各学校1名ずつです。危険箇所に立っていただいています。
伊藤委員	わかりました。 P 1 4 4 報償金の2, 6 0 8 千円は、何の報償金ですか。
社会教育課長	各種講座の講師の謝礼です。
伊藤委員	わかりました。 「霧島生徒交流事業受入時委託料」「霧島生徒交流事業訪問時委託料」とありますが、説明をお願いします。
社会教育課長	霧島交流については5月に行って、8月に来ていただきます。受入時委託料は旅行会社に観光バスも含めて手配等全てを委託します。同じように訪問時委託料は旅行会社に航空運賃の手配を含めて委託します。霧島でのバス等は霧島市で負担してもらえます。
伊藤委員	わかりました。 P 1 5 3 図書館費の図書購入費がありますが、図書の購入はどういう方法でされるのですか。
図書館・歴民館長	図書館3館に予算を振り分けて、選定購入しています。業者選定は購入後の番号整理を含めてT R C、図書流通センターを通じて購入しています。随意契約です。T R Cを通じて市内の本屋さんに発注して購入しています。
伊藤委員	わかりました。
大橋委員	文化振興費で市民創作劇を今回やらないということでしたか。
社会教育課長	P 1 5 3 「文化芸術創作委託料」1, 3 0 7 千円とありますが、脚本と音楽の制作をするということで予算化しました。
教育総務課長	毎年、実施しようとする約1, 5 0 0 万円ぐらい掛かります。

発言者	内 容
大橋委員	継続して実施することによって変わらないということですね。わかりました。
伊藤委員	杉並児童合唱団と合同公演をということですが、何か海津市とゆかりがあるのですか。
社会教育課長	かいづっち合唱団の指導者との縁で開催するものです。
伊藤委員	わかりました。
大津委員	支援員についてお尋ねしたいです。
学校教育課長	30年度の学級支援員、特別支援教育アシスタントの予算は今年度並みです。学校からは増員の要望は上がっています。
教育長	4月の教育委員会に各校別の支援員、司書、特別支援教育アシスタントの人数をお示しさせていただきます。
学校教育課長	県の施策に伴って説明すると、通級指導教室が高須小学校にあります。市内の各学校からLDやADHD傾向の子40人ほどが通っていますが、来年度は2教室になるように教員の加配を県からいただくことになりました。小中の予算配分を見直しをかけていて総額としては変わりありませんが、中学校には担任を持たない教員が多くいますので、中学校の予算を減額して、小学校の予算を増額しています。
教育長	通級教室とは高須小学校に2学級あって、普段は自分の学校で授業を受けていて、市内の学校から週1回程、通ってきています。言語に支障がある子に加えて発達支援の子のクラスができましたが、人数が多く個別に指導をするために週1回が3週間に1回しかできなくなってしまったために城山小学校に来年度に作って、南濃町の子はそちらで対応し、海津・平田の子は高須小学校へ行くこととなります。
大津委員	わかりました。
大橋委員	一般会計の昨年度の歳出合計額から来年度の歳出合計には相対的に減額していますが、減額の割合が教育費が突出して多いような気がします。理由はなぜですか。
教育総務課長	日新中学校の大規模改造が終わったので大幅な減額に見えますが、経常的なものは変わりません。
大橋委員	わかりました。
伊藤委員	P161の南濃グラウンドゴルフ場設計委託料が計上されていますが、どこに造るのですか。
スポーツ課長	南濃斎苑の跡地に予定しています。現在、隣にグラウンドゴルフ場がありますが、通常は8ホールを2回、回って1ラウンドになります。

発言者	内 容
	が、現在は8ホールしかないのと同じところを2回、回っていますが、広くすることによって16ホールを1回、回って1ラウンドとすることとなります。
伊藤委員	わかりました。 P162の給食センターの賄材料費の納入業者の選定方法は。
事務局長	原材料費の購入は毎月、献立に合わせて複数の業者から見積りを、徴収して業者選定して購入しています。
伊藤委員	わかりました。
教育長	他に、質疑はありませんか。質疑なしとします。 協議事項 議案第24号 平成30年度海津市一般会計予算（案）（教育委員会分）について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第24号 平成30年度海津市一般会計予算（案）（教育委員会分）について承認します。 休憩します。
	《午後2時50分～午後3時 休憩》
教育長	再開します。 協議事項 議案第25号 教育財産の用途廃止について（旧南濃中学校）説明を求めます。
教育総務課長	ご承知のとおり、南濃中学校は平成28年3月31日に廃校となりました。28年12月末まで一般開放をしまして、その後、今年の3月まで教育財産として取り扱っていますが、総務課との事前協議の結果、4月から普通財産に切り替えるということです。
教育長	質疑はありませんか。質疑なしとします。 協議事項 議案第25号 教育財産の用途廃止について（旧南濃中学校）を承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第25号 教育財産の用途廃止について（旧南濃中学校）を承認します。 協議事項 議案第26号 城山小学校地内の縁石除去整備について説明を求めます。
教育総務課長	小学校の正門から校舎に行くまでに車道と歩道を分離してあるところがありますが、現在は児童の歩行には使用していないこともあり、縁石を取り車道を広げる形状変更の要望がありました。施工は地

発言者	内 容
	区の方が業者を頼んで行うというお話です。本日、教育委員会にお諮りし、返答の決定を求めたいのでよろしくお願いします。詳細は教育総務課の後藤係長に説明をさせます。
教育総務課係長	城山小学校の航空図をご覧ください。縁石があるところは7.8mで幅員は車道4m20cmから4m50cmで縁石で仕切った歩道は1m50cmです。その中のAの1.7mの区間は車道と歩道が同じ高さですが、Bの5.7mの区間は車道と歩道に段差があります。車道は車がすれ違うことが難しい幅です。申し出は縁石を取りたいということだけだったので段差ができると思われれます。普段、生徒はグラウンドの真ん中を南へ向かっているなのでこの歩道を通ることはありませんが、運動会等の行事の際には使用しているという状況です。事務局は歩道と車道の全体を考えた整備を考えないといけないのではないかと考えています。
事務局長	本来、縁石は児童の安全のために設置されたものと理解していますので難しいという話をこれまでしてきましたが、今回、書面でいただきましたので、学校敷地内の構造物の形状の変更は許可できないので教育委員の皆さんでご審議いただきたいということで上げさせていただきました。
教育長	車が市道から上がってきて校舎の近くに行くまでにすれ違えないから、すれ違うようにすると便利になるという自動車側からの思いです。子どもたちも通学には通らないかもしれませんが、体育の授業や運動会の際には使用しています。一旦、取ってしまうと、どんどん乗り入れます。これが、正しいことなのか疑問に感じます。
大津委員	理由に児童引き渡しの時にすれ違えないためとありますが、何回もそういう機会がありますか。
教育総務課係長	以前は熊騒動の際に一度に保護者が駆け込んだために混雑しました。訓練は時間差で招集をかけて実施しています。
伊藤委員	要望は市議会議員から出ているように書いてありますが、保護者からの要望ではないのですか。
教育総務課係長	保護者からも熊騒動の際には要望はありましたが、今はそれほどないです。
伊藤委員	一時的なことはわかりますが、これを取ってしまうと、今後設置することはできません。市議会議員に頼んでやってもらうことは良くないのではないのでしょうか。必要であれば予算を組んできちんと支払うべきではないのですか。

発言者	内 容
教育長	市道から正門へ向かう道でこの縁石があるところだけすれ違えても、他は狭いので意味がないように思います。
伊藤委員	子どもたちが使う学校敷地内のことなので、子どもたちの安全を最優先して考えるべきであって、車のために整備することは撤去理由にはならないのではないのでしょうか。
教育長	他の委員も同じお考えですか。
全委員	伊藤委員と同じ考えです。
教育長	協議事項 議案第２６号 城山小学校地内の縁石除去整備については許可をすることはできないということとします。 協議事項 議案第２７号 要・準要保護者の認定について説明を求めます。
学校教育課長	資料により説明。認定の取消し及び、援助金の返還に伴うものです。海津市就学援助規則第１４条に（援助金の返還）の記載がありますが、「できる」という記載ですのでご審議をいただくものです。審査後に資料は回収します。
教育長	質疑はありませんか。質疑なしとします。 協議事項 議案第２７号 要・準要保護者の認定については認定取り消しとし、返還を求めることとしてよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第２７号 要・準要保護者の認定については認定取り消しとし、返還を求めることとします。 協議事項 議案第２８号 海津市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について説明を求めます。
学校教育課長	これまで教務主任等の定義がありまして例年、教育委員会の承認を経て校長が任命していましたが、４月から県の教育委員会の主任等手当の支給対象として教務主任等に加えて、「特別支援教育コーディネーター」も対象となりましたので市の管理規則を改正するものです。
教育長	質疑はありませんか。質疑なしとします。 協議事項 議案第２８号 海津市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第２８号 海津市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について承認します。 協議事項 議案第２９号 海津市教育委員会安全管理規程の一部

発言者	内 容
	を改正する訓令について 議案第30号 海津市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第31号 海津市教育委員会の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について の説明を求めます。
こども課長	議案第29号から第31号までの3議案は、平成29年第1回定例会において保育所条例及び幼稚園条例を廃止する条例を可決され、平成30年4月1日から施行することにと、市内の公立施設が全て認定こども園に統一されることに伴い改正するものです。 議案第29号 海津市教育委員会安全管理規程の一部を改正する訓令については、第2条第2号中「、海津市立保育園、海津市立幼稚園」を削除するものです。 議案第30号 海津市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則については、第2条第1号中「海津市立保育園条例により設置する保育所」を「海津市立認定こども園条例により設置する認定こども園」とし、第13条第1号イの表中「保育士」を「主任保育士、保育士」に、「保育教諭」を「主幹保育教諭、保育教諭」と改めます。第14条第5号中「海津市農村環境改善センター条例」を「海津市農村環境改善センター等条例」とし、同条第12号中「辛亥」を削除します。別表中「（小学校、中学校、公立保育所、公立認定こども園、幼稚園及び教職員住宅）」を「（小学校、中学校、公立認定こども園及び教職員住宅）」に「①市立就学前施設の管理に関すること。」を「①就学前の教育及び保育に関する支給認定並びに利用調整に関すること。」に、「②市立就学前施設の調理・栄養指導・食育指導に関すること。」を「②利用者負担額の賦課・徴収に関すること。」に「③保育料等の賦課・徴収に関すること。」を「③施設型給付費等の支給及び補助金の交付に関すること。」に、「④就学前施設の総合調整に関すること。」を「④公立認定こども園及び子育て支援センターの管理に関すること。」に、「⑤私立保育園の運営指導及び助成に関すること。」を「⑤教育委員会の所管に属する社会福祉法人の指導監査等に関すること。」に、「①就学前教育の計画に関すること。」を「①就学前の教育及び保育の内容に関すること。」に、「②保育士及び教諭の人事及び研修に関すること。」を「②保育教諭の人事及び研修に関すること。」に、「③市立就学前施設の運営の指導に関すること。」を「③公立認定こども園の運営の指導に関すること。」に、「④幼・保・小関連に関すること。」を「④配慮を要する園児への対応及び小学校への接続に関すること。」に、「⑥子ども子育て支援事業計画に関すること。」を「⑥市子ども・子育て会議及び子ども子育て

発言者	内 容
	て支援事業計画に関すること。」に「⑦放課後児童健全育成事業に関すること。」を「⑦留守家庭児童教室に関すること。」と改めます。 議案第 3 1 号 海津市教育委員会の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則については、第 2 条第 1 項第 3 号から第 6 号までを第 3 号を「子ども・子育て支援法に基づく支給認定事務に関すること。」第 4 号を「保育の実施に関すること。認定こども園及び子育て支援センターに関すること。」第 5 号を「地域子ども・子育て支援事業に関すること。」第 6 号を「教育委員会の所管に属する社会福祉協議会の指導監査に関すること。」第 2 条の次に 1 項「第 3 項 第 1 項の規定に関わらず、市長において必要があると認めるときは、教育委員会と協議して委任した事務を自ら行うことができる。」を加える。第 3 条の表中「6 海津市子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業計画に関すること。7 法に基づく施設型給付費等の支給及び利用者負担額の徴収に関すること。8 留守家庭児童教室の費用の徴収に関すること。9 その他市長が命じること。」と改め、別表中「海津市農村環境改善センター条例」を「農村環境改善センター等条例」と改めるものです。
教育長	協議事項 議案第 2 9 号 海津市教育委員会安全管理規程の一部を改正する訓令について 議案第 3 0 号 海津市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第 3 1 号 海津市教育委員会の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について 承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第 2 9 号 海津市教育委員会安全管理規程の一部を改正する訓令について 議案第 3 0 号 海津市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第 3 1 号 海津市教育委員会の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について 承認します。 協議事項 海津市スポーツ推進委員の委嘱について説明を求めます。
スポーツ課長	海津市スポーツ推進委員の任期が 2 年となっていて平成 3 0 年 3 月 3 1 日で満了となりますので、現在の 2 0 人の委員さん方に留任のご承諾をいただきましたので、平成 3 0 年度と 3 1 年度の 2 年間の任期で委嘱したいということでお諮りします。

発言者	内 容
教育長	質疑はありませんか。質疑なしとします。 協議事項 海津市スポーツ推進委員の委嘱について承認してもよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 海津市スポーツ推進委員の委嘱について承認します。 協議事項 議案第 33 号 平成 30 年度海津市立小中学校教職員人事異動内申については後程、秘密会で開催します。 その他（１）教育委員会後援事業 2・3 月申請分について説明を求めます。
教育総務課長	2 件とも例年、申請をいただく内容のものですので承認済みとさせていただきます。
教育長	質疑はありませんか。質疑なしとします。 その他（１）教育委員会後援事業 2・3 月申請分について承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	その他（１）教育委員会後援事業 2・3 月申請分について承認します。 協議事項 議案第 33 号 平成 30 年度海津市立小中学校教職員人事異動内申について秘密会で開催しますので、関係者以外は退席をお願いします。
	《教育長、教育委員、学校教育課長を残して退席》 《午後 3 時 40 分～午後 4 時 15 分 秘密会》
教育長	協議事項 議案第 33 号 平成 30 年度海津市立小中学校職員人事異動内申について審議の結果、原案どおり承認してよろしいか。
全委員	よろしい。
教育長	協議事項 議案第 33 号 平成 30 年度海津市立小中学校職員人事異動内申について審議の結果、原案どおり承認します。 以上で本日の協議事項はすべて終了しました。
	【午後 4 時 20 分】